

国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7 学支労気付 TEL&FAX 03-3269-6096
<http://shougakukin.sakura.ne.jp> mail:kyuuuhu@shougakukin.sakura.ne.jp

- **高等教育「負担軽減策」に「無償化」文言なし
将来展望が描けない！「異次元の少子化対策(たたき台)」
ローン型学生支援策に固執し、拡大狙う岸田政権**
- 署名宣伝行動:5月1日(月)9時~10時／代々木公園入口陸橋下(第94回メーテー会場前)

少子化対策のラストチャンス！？

岸田政権は、3月31日に「異次元の少子化対策」のたたき台を発表しました。

政府が発表したたたき台では、2022年に生まれた子どもの数が80万人を下回り、過去最少を更新したことを踏まえ、2030年までを少子化対策のラストチャンスと位置づけ、2024年度からの3年間に集中して取り組む政策を「こども・子育て支援加速化プラン」として推進するとしています。

具体的には児童手当の拡充に加え、出産費用の保険適用や学校給食費無償化の「課題整理」などが盛り込まれています。

「負担増」と差別的「負担減」施策

ところが「希望する子どもの数を産まない（産めない）」の最大の要因とされている高等教育費負担の軽減策については、安倍政権時代「骨太方針2018」などに盛り込まれていた「高等教育無償化」の文言がなくなりました。サブタイトルは「奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS仮称）」の創設」ですが、利用者の人生にとって明らかに「負担増」になる施策や、「負担減」であっても部分的で差別的な施策ばかりです。



「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～2023.3.31より 高等教育費の負担軽減～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS仮称）」の創設～

- 教育費の負担が理想の子どもも数を持ってない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、着実に取組を進めていく。
- まず、貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な年収上限を325万円から400万円に引き上げるとともに、出産や多子世帯への配慮など、子育て時期の経済的負担に配慮した対応を行う。
- 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、令和6年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する。
- 授業料後払い制度（仮称）について、まずは、令和6年度から修士段階の学生を対象として導入（※）した上で、更なる支援拡充の在り方について検討を進める。

※所得に応じた納付が始まる年収基準は300万円程度とともに、子育て期の納付に配慮し、

例えばこどもが2人居れば年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

- 地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促す方策について、地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金の活用を含め、検討する。

学生ローン「拡大」狙う岸田政権

住宅ローンより長期の学生ローンに！

「貸与型奨学金の返済負担軽減策」として、年収制限の上限引上げ（325万円→400万円）が掲げられました。しかし、それは返還免除や返還猶予に適用するのではなく「減額返還制度」が対象とされています。

この制度は、日本学生支援機構の貸与型奨学金制度は、返還期間の上限を20年として返還計画を組みますが、定められた金額を支払えない場合、申請により半額か三分の一に減額した金額を支払う制度です。

例えばあと5年で支払う計画の債権は、半額なら10年、三分の一なら15年のローンになります。返還期間20年に猶予期間上限10年も加えると40年の長期ローン返済期間になります。そして「減額返還」や「猶予」の制度を受けるために、毎年年収状況などを報告し、申請を繰り返す必要があります。

返還困難な状態が続く者に、予定された返済期間の2倍の期間を使い完済させることができ、「負担軽減」策と言えるのでしょうか。

子どもを奨学金の“カタ”にするな

「子育て時期の負担軽減」については、衛藤晟一自民党少子化対策調査会長が「地方に帰って結婚したら（奨学金の返還額を）減免、子どもを産んだらさらに減免する」と発言し、「子どもを奨学金の“カタ”にするような政策」だと批判を浴びました。

若者が将来に不安なく結婚や出産・子育てを考えられる社会には、安定した雇用、職場の労働環境整備、失業しても安心して暮らせる雇用保険や社会保障制度の拡充、公共住宅政策の拡充などが必要であり、何よりも高等教育費「受益者負担」政策を撤回し、権利としての無償教育を実現することが求められています。

奨学金減免の条件に「子どもの有無」は関係なく、制度を歪めるものでしかありません。

給付奨学金使い「大学淘汰」

2018年度から本格実施された給付奨学金と授業料減免による大学等修学支援制度について、「多子世帯、理工農系の中間層に拡大」するとしました。「中間層に拡大」は歓迎しますが、そこに「多子」「理工農系」という新たな分断が持ち込まれています。

さらに今年度より支援対象学校の「機関要件の厳格化」が行われ、これまで「定員充足率8割」「経常収支赤字」「負債超過」の3つが重なり合わなければ適用されなかつた要件を単独で適用し、支援対象外校を30倍に拡大します。文科省試算では、対象外になる大学・短大は118校で私立大学の約2割。定員割れや財政難に苦しむ大学に対して、国は本来、運営費交付金や私大経常費補助を拡充すべきであり、学生支援制度を大学の淘汰・統制に使うことは、制度の目的外使用です。

そもそも修学支援制度の設立目的が「少子化対策」であり、財源として「消費税増税分」を使用することが法律に明記されています。岸田首相は未だに少子化対策の財源を明らかにしていませんが、「学生支援」策のために国民負担を拡大することは、本末転倒です。

さらなる学生ローンの負担増に

在学中の授業料を国が立て替えて卒業後に返済する「授業料後払い制度（日本版HECS）」については、2024年度から大学院に導入し、その後学部生にも拡大すると言います。

新しい学生ローンの創設であり、在学中の学費負担は軽減されても、生活費のために貸与奨学金を利用すれば、卒業後に二重のローンを背負うことになります。

大学院授業料の標準額（年額）	（円）
国立の大学院（法科大学院を除く）	535,000
国立の法科大学院	804,000
私立の大学院（専門職大学院を除く）の修士課程	776,000
私立の専門職大学院の修士課程	1,086,300

（参考）大学院就学料や学部就学料を含む学費を支払う場合は控除枠（学費控除枠）がございます

日本政府が11年前に国際公約した

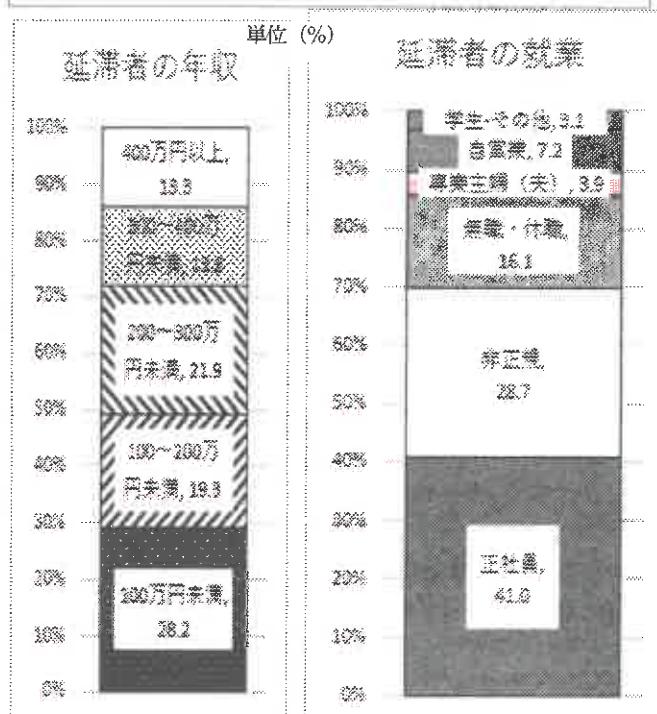
「いき値」つくも「期間上限」なし

昨年末に示された検討会議のまとめ案では、諸外国の学生ローンにある制度として一定の所得に達するまで返還義務を負わない「いき値」制度と「返還期間の上限」が儲けられていませんでした。その問題に批判が集まり、今回の案では「いき値」として「所得に応じた納付が始まる年収基準は300万円程度とともに、子育て期の納付に配慮し、例えばこどもが2人居れば年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする」と改善されました。

しかしこの措置は「返済期間の延長」という新たな問題を深刻化させます。「返還期間の上限」を定めて、一定期間返還し続けたら残債務を償却する措置を取らなければ「生涯払い続けても完済できない」状態が増えることが予想されます。

また、現役時代の授業料負担がなくなることで、学校側はさらに授業料を上げやすくなります。学生はローンの負担が拡大することになり、「教育無償化」に逆行しています。

2020年度JASSO奨学金の返還者に関する属性調査より作成



延滞者約9割が年収400万円未満

「少子化対策のラストチャンス」としての高等教育費負担軽減策を考える場合、困難を抱えた若者の実態を知ることが重要です。

奨学金を3ヶ月以上延滞している人の状況についてJASSOが調査（2021年2月）した資料によれば、延滞者の87%が年収400万円未満であり、年収300万円未満が73%を占めています。就業状況について正社員は4割に留まっています。

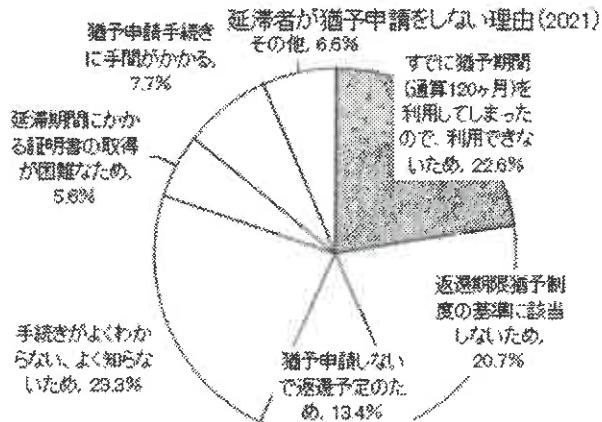
返せない理由の第1位が「本人の低所得」であり、長期の延滞により「延滞金額の増加」が第2位の理由になっています。返還猶予制度を申請していない理由の23%が「すでに猶予期間（通算120ヶ月）を利用してしまったので、制度を利用できない」状態におかれています。

つまり低賃金・不安定な雇用が拡大した結果、延滞状況から抜け出せない状態が長期間

奨学金延滞理由ランキング

第1位	本人の低所得	62.7
第2位	延滞金額の増加	42.6
第3位	借入金の返済	29.3
第4位	親の経済困難	19.9
第5位	無職・失業	19.6
	返還月数が高い	19.6

単位は%　複数回答可　2021年度



無償教育の実現をいまこそ前に

続くことにより、延滞金が加算されてさらに状態が悪化していく。それに対する救済制度が「猶予期間10年」「減額返還制度」など基本的に返済を一時的に引き延ばす措置であるため、支援の期間に限界があります。

非正規雇用が全労働者の4割を占める現代にローン型の学生支援策はすでに「時代遅れ」になっています。

米政権の「債務帳消し」政策を見習え

日本と同様に学費が高い国として知られるアメリカの公立大学は、授業料負担分を給付奨学金で賄い、その他の学生生活費を州政府が負担して無償化（アメリカズ・カレッジ・プロミス：ACP）しています。そして2022年8月24日にバイデン大統領は、年収12万5000ドル（約1700万円）未満の世帯に対し、学生ローンの1万ドル（一部の対象者は2万ドル）の債務免除措置を講じる（政府が返済額の半分を肩代わりする）政策を実現しました。

「50歳過ぎても返せない学生ローンを帳消しにしたい」と語ったバイデン大統領と、学生ローンを拡大し、長期化させる岸田首相は真逆の政策をすすめています。

署名を拡げ、無償教育を実現しよう！

奨学金の会は、権利としての教育無償化・給付奨学金を実現するために請願署名に取り組んでいます。ご協力をお願いします。

1. 大学等修学支援制度について、希望者全員が受けられる制度にし、大学院まで拡大すること。財源を消費税増税分に特定しないこと。
2. 「出世払い制度」の導入は中止すること。
3. すべての段階の無償教育を実現するため、国際人権A規約13条に基づき、具体的計画をつくり立法化すること。
4. 教育予算をOECD加盟国平均水準（対GDP比）に引き上げること。

学費は無償に！ 奨学金は給付に！

岸田首相！ これでも「教育無償化ですか？」

資金は下がり、学費は上がる

学生を支援する制度を使って
大学・学生いじめ？

「機関委託規格化」で支援対象外校が30校！

岸田首相が認めた家庭未扶養会員は、大学等修学支援制度の大学選定基準の「経済性」を削除。結果、大学が11校から42校に増えた。

教育費は年々上昇傾向で、2021年度は過去最高。

高等教育の蔵出しで、学費が上がり続け、私費負担は深刻です。2021年度より、日本政府は国際入学者13歳以上をすべて就学し、権利としての無償教育が困難になりました。

教育予算を世界水準に

日本の公的教育費はOECD平均（2019年）の2.8%、OECD加盟国平均以下からが義務

OECD加盟国平均の4.1倍まで増額を要求すれば、大学までの無償教育が実現できます。

図表：日本の公的教育費とOECD加盟国平均

国	公的教育費（億ドル）	公的教育費（GDP比）
日本	1,000	2.8%
OECD加盟国平均	2,500	4.1%
OECD加盟国	10,000	4.1%

図表：日本の公的教育費とOECD加盟国平均

国	公的教育費（億ドル）	公的教育費（GDP比）
日本	1,000	2.8%
OECD加盟国平均	2,500	4.1%
OECD加盟国	10,000	4.1%



学費は無償！ 奨学金は給付に！ 奨学金の会 署名宣伝行動 第94回中央メーテー会場前 5月1日（月）9時～10時 代々木公園入口陸橋下